

さいたま子ども・青少年のびのび希望(ゆめ)プラン 進行管理(まとめ)

平成30年度 第1回 さいたま市社会福祉審議会
児童福祉専門分科会(地方版子ども・子育て会議)
平成30年8月23日(木) 午前10時00分～



計画の位置付け

さいたま市総合振興計画

さいたま市第2期保健福祉総合計画 [地域福祉計画]

〈国の関連計画〉

障害者基本計画(第3次)

健康日本(第2次)

健やか親子21(第2次)

〈県の関連計画〉

埼玉県子育て応援計画

埼玉県高齢者支援計画

埼玉県障害者支援計画

健康埼玉21・
埼玉県健康長寿計画

埼玉県地域福祉
支援計画

〈その他の 関連計画〉

教 育

住 宅

交 通

環 境

情 報

ス ポ ー ツ

さいたま市高齢者保健福祉
計画・介護保険事業計画

さいたま市子ども・青少年
のびのび希望プラン

さいたま市障害者支援計画

さいたま市ヘルスプラン21
(第2次)

社会福祉審議会

地域福祉活動計画

地区社会福祉協議会

地域福祉行動計画

計画の基本的な考え方

- 計画の基本理念

「子ども・青少年の幸せと命の尊さを第一に考える地域社会」を目指します

- 計画の視点

- 子ども・青少年の視点
- すべての子ども・青少年・子育て家庭への支援の視点
- 社会全体による支援の視点

- 基本目標

- I 乳幼児期の教育・保育の充実
- II 地域における子育て支援の充実
- III 専門的な知識・技術を要する支援の充実
- IV ひとり親家庭等への支援の充実
- V 青少年・若者への支援の充実

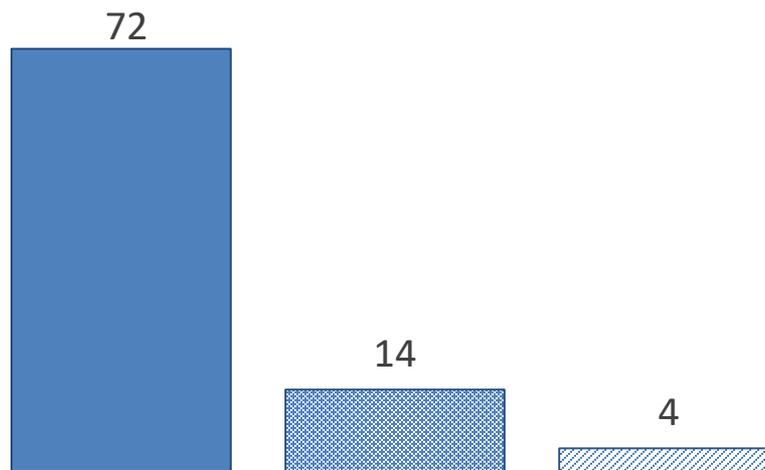
平成29年度(単年度)事業評価

事業計画に掲載する90事業について、各所管課にて平成29年度の事業の評価を行いました。

全90事業中、「A：達成」、「B：概ね達成」と評価した事業は、86事業（95.6%）となっています。

事業評価

■ A:達成	■ B:概ね達成	■ C:改善余地あり
--------	----------	------------



A:達成(達成率90%以上)
C:改善余地あり(70%未満)

B:概ね達成(達成率70%以上90%未満)

平成29年度(単年度)事業評価 基本目標別内訳

事業計画の掲載事業（90事業）について、各所管課にて平成29年度の事業を振り返り、事業評価の結果を取りまとめました。（A・B評価が95.6%）

基本目標		事業数	評価		
			A	B	C
I	乳幼児期の教育・保育の充実	8	8	0	0
II	地域における子育て支援の充実	31	24	6	1
III	専門的な知識・技術を要する支援の充実	19	14	3	2
IV	ひとり親家庭等への支援の充実	15	11	3	1
V	青少年・若者への支援の充実	17	15	2	0
計		90	72	14	4

※再掲事業は除く

A：達成（達成率90%以上） B：概ね達成（達成率70%以上90%未満）
C：改善余地あり（70%未満）

基本目標別事業評価

基本目標Ⅰ

乳幼児期の教育・保育の充実（8事業）

- 【基本施策】 (1)教育・保育施設の充実
(2)教育・保育の一体的提供・連携の推進

1	幼稚園・認定こども園	A
2	保育所等(3～5歳児)	A
3	保育所等(0～2歳児)	A
4	認定こども園の普及	A
5	保幼小連携推進事業	A
6	公開保育研究推進事業	A
7	保育者小学校等体験研修事業	A
8	幼稚園・保育所等と小学校の連携	A

評価基準 A:90%以上 B:70%以上90%未満 C:70%未満
太字:子ども・子育て支援事業計画必須記載事業 細字:その他事業

基本目標別事業評価

基本目標Ⅱ

地域における子育て支援の充実 (31事業)

【基本施策】 (1)多様なニーズに応じた保育・子育て支援事業の充実
(2)子育て相談・情報提供の充実

9	放課後児童クラブ	A	26	保育コーディネーター事業	A
10	時間外保育(延長保育)事業	A	27	妊婦健康診査事業	A
11	子どもショートステイ事業	A	28	出産前教室事業	A
12	トワイライトステイ事業	A	29	妊産婦・新生児訪問指導事業	A
13	子育て支援センター(単独型)事業	B	30	ハローエンゼル訪問事業	A
14	子育て支援センター(保育所併設型)事業	A	31	乳幼児健康診査事業	A
15	のびのびルーム事業	B	32	育児相談事業	A
16	預かり保育事業(幼稚園)	B	33	子育て支援医療費助成事業	A
17	一時預かり事業(保育所)	A	34	さいたま子育てWEB事業	A
18	一時預かり事業(単独型子育て支援センター)	B	35	子育て支援ネットワーク事業	B
19	病児保育事業	A	36	子育て応援ブック	A
20	ファミリー・サポート・センター運営事業	A	37	子育てきっかけ応援ブック	B
21	子育て緊急サポート事業	A	38	ブックスタート事業	A
22	多様な事業者の能力を活用した施設の設置・運営	A	39	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進事業	A
23	(仮称)さいたま市子ども総合センター整備事業	A	45	子育てヘルパー派遣事業	C
24	子育て支援総合コーディネート事業	C	46	子ども虐待予防家庭訪問事業	A
25	保育コンシェルジュ事業	A			

評価基準 A:90%以上 B:70%以上90%未満 C:70%未満
 太字:子ども・子育て支援事業計画必須記載事業 細字:その他事業
 網掛け:再掲事業

基本目標別事業評価

基本目標Ⅲ

専門的な知識・技術を要する支援の充実 (19事業)

【基本施策】 (1)児童虐待防止対策の充実 (2)社会的養護施策の充実 (3)障害児施策の充実

40	要保護児童対策地域協議会事業	A
41	家庭児童相談事業	A
42	児童相談所における支援	A
43	虐待の発生予防・援助における職員の能力の向上	A
44	児童虐待防止啓発事業	A
45	子育てヘルパー派遣事業	C
46	子ども虐待予防家庭訪問事業	A
47	24時間・365日体制強化事業	A
48	社会福祉審議会児童虐待検証専門分科会	A
49	里親制度	A
50	児童養護施設等整備推進事業	A

51	母子生活支援施設事業	C
52	児童虐待防止家族支援事業	A
53	総合療育センター事業	B
54	特別支援事業	A
55	保育施設等における障害児保育の推進	A
56	放課後児童クラブにおける障害児保育の推進	A
57	発達障害者支援センターの充実	B
58	自立支援医療(育成医療)給付	B
23	(仮称)さいたま市子ども総合センター整備事業	A
30	ハローエンゼル訪問事業	A
31	乳幼児健康診査事業	A

評価基準 A:90%以上 B:70%以上90%未満 C:70%未満
 太字:子ども・子育て支援事業計画必須記載事業 細字:その他事業
 網掛け:再掲事業

基本目標別事業評価

基本目標Ⅳ

ひとり親家庭等への支援の充実（15事業）

【基本施策】 (1)子育て・生活の場の支援 (2)就業支援 (3)経済的支援

59	保育所の優先入所	A
60	放課後児童クラブの優先入所	A
61	市営住宅における母子世帯等の優先入居	B
62	さいたま市入居支援制度	B
63	ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業 (生活支援)	A
64	ひとり親家庭等自立支援プログラム策定事業	C
65	ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業 (就労支援)	A
66	ひとり親家庭高等技能訓練促進費・生活支援 給付金	A
67	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金	A
68	母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度	A

69	ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業 (養育費相談)	A
70	児童扶養手当	A
71	ひとり親家庭等医療費支給事業	A
72	ひとり親家庭等児童就学支度金	B
73	就学援助制度	A
11	子どもショートステイ事業	A
12	トワイライトステイ事業	A
20	ファミリー・サポート・センター運営事業	A
45	子育てヘルパー派遣事業	C
51	母子生活支援施設事業	C

評価基準 A:90%以上 B:70%以上90%未満 C:70%未満
 太字:子ども・子育て支援事業計画必須記載事業 細字:その他事業
 網掛け:再掲事業

基本目標別事業評価

基本目標V

青少年・若者への支援の充実（17事業）

- 【基本施策】(1)青少年・若者が生き生きと、幸せに生きていく力を身につけるための
取組
(2)困難を有する青少年・若者やその家族を支援する取組
(3)地域における多彩な担い手の育成

74	チャレンジスクール推進事業	A
75	さいたま市放課後子ども総合プラン	A
76	非行防止対策の推進	A
77	成人式	A
78	グリーンライフ猿花キャンプ場運営事業	A
79	児童センター事業	A
80	さいたま市中学生職業体験事業「未来(みら)くるワーク体験」	A
81	子ども・若者支援ネットワーク事業	B
82	若者自立支援ルーム事業	A

83	若者ユースアドバイザー事業	A
84	地域若者サポートステーションの設置	A
85	いじめのないまちづくり推進事業	B
86	ひきこもり対策推進事業	A
87	不登校の子どもへの支援	A
88	青少年の主張大会・青少年フォーラム	A
89	青少年による郷土芸能伝承活動支援事業	A
90	青少年団体補助事業	A
9	放課後児童クラブ	A

評価基準 A:90%以上 B:70%以上90%未満 C:70%未満
 太字:子ども・子育て支援事業計画必須記載事業 細字:その他事業
 網掛け:再掲事業

主な A(90%以上)評価 事業

例) 事業番号2 「保育所等(3~5歳児)」(A3資料2【必須事業】P1)

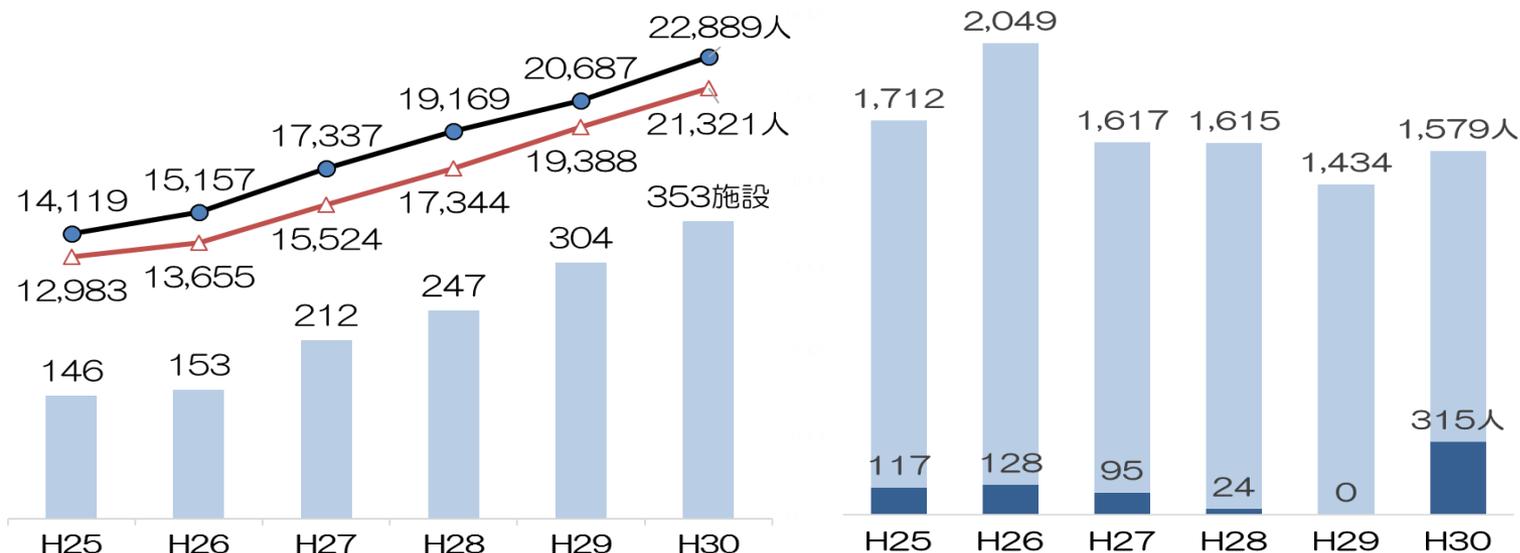
目標(確保方策): 定員 11,366人 ⇒ 達成値: 12,432人

例) 事業番号3 「保育所等(0~2歳児)」(A3資料2【必須事業】P1)

目標(確保方策): 定員 10,882人 ⇒ 達成値: 10,565人

[参考] 認可保育施設の施設数、利用申込児童数、定員、利用保留児童数、待機児童数

認可保育施設数 ● 利用申込児童数 ▲ 認可保育施設定員 ■ 利用保留児童数 ■ 待機児童数 (各年4月1日)



利用保留児童数: 認可保育所等に入所できなかった児童の数

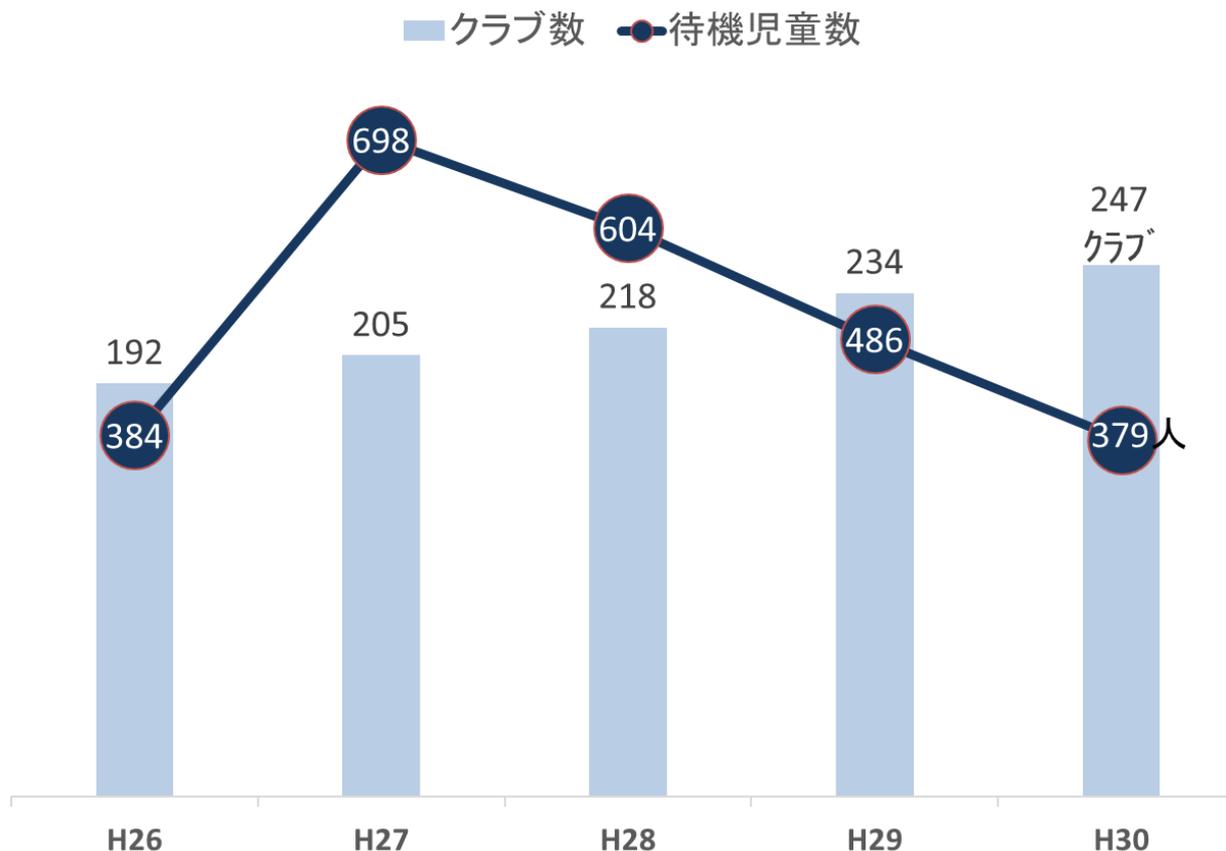
待機児童数: 利用保留児童数から、ナーサリールーム等の認可外施設に入所した児童や育児休業中で復職意思のない方等を除いた児童の数(H30から厚生労働省の待機児童数の集計方法が変更)

主な A(90%以上)評価 事業

例) 事業番号9 「放課後児童クラブ」 (A3資料2【必須事業】P1)

目標(確保方策): 定員 9,417人 ⇒ 達成値: 10,434人

[参考]放課後児童クラブのクラブ数及び待機児童数(各年4月1日)



主な A(90%以上)評価 事業

例) 事業番号10 「時間外保育(延長保育)事業」

(A3資料2【必須事業】P1)

保護者の就労形態の多様化や通勤の長時間化等に伴い、11時間の開所時間を超えて必要とされる保育需要に対応します。

目標(確保方策) : 実施 193施設 ⇒ 達成値 : 204施設

(平成29年度に実施施設が21か所増加)

例) 事業番号17 「一時預かり事業(保育所)」

(A3資料2【必須事業】P2)

保護者の就労形態の多様化、傷病等により一時的に保育を必要とする児童や、保護者の育児疲れの解消に対応することにより、児童福祉の増進を目的とします。

確保方策(確保方策) : 実施 71施設 ⇒ 達成値 : 82施設

(平成29年度に実施施設が6か所増加)

主な A(90%以上)評価 事業

例) 事業番号20 「ファミリー・サポート・センター運営事業」

(A3資料2【必須事業】P3)

育児の援助を受けたい方(依頼会員)と育児の援助を行いたい方(提供会員)の相互援助活動により、子どもの預かりや保育施設などへの送迎を行うことで、子どもを持つすべての家庭が安心して育児・仕事を続けられる環境を整備し、地域の子育て支援の推進を図ります。

目標(確保方策) : 提供会員 930人 ⇒ 達成値 : 1,038人

例) 事業番号29 「妊産婦・新生児訪問指導事業」 (A3資料2【必須事業】P3)

妊婦健康診査の結果、保健指導が必要とされた妊婦、出生連絡票により訪問希望のあった新生児、乳児及びその保護者(里帰り出産を含む)を対象とし、妊産婦・新生児及び乳児の健康増進と育児不安の軽減を図るため助産師・保健師等が訪問指導を実施します。

目標(確保方策) : 訪問10,520件 ⇒ 達成値 : 12,636件

例) 事業番号30 「ハローエンゼル訪問事業」 (A3資料2【必須事業】P4)

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭のうち、産婦・新生児訪問等を利用しなかった家庭を、民生委員・児童委員や保健愛育会員などの子育て支援経験者が訪問し、子育てに関する不安や悩みの相談や子育て支援の情報提供を行います。

目標(確保方策) : 訪問員 75人 ⇒ 達成値 : 84人

C(70%未満:改善余地あり)評価とした事業の例

例) 事業番号24 「子育て支援総合コーディネーター事業」

(A3資料2【必須事業】P3)

子育て家庭や子育て支援関係者の最も高いニーズは、「いつ・どこで・誰が・どんな事を行っているのか」という情報であることが再認識されたことから、市内の子育てに関する情報を一元的に把握し、発信していく体制作りを行います。

目標（確保方策）：コーディネーター配置11か所 ⇒ 達成値：1か所

課題：多様化する相談について子育て支援総合コーディネーターのみで完結できないケースがあるため、他部署や他機関と連携し対応する必要がある。

展開：「子育て応援ダイヤル」を実施するほか、「さいたま子育てWEB」の管理運営及び「子育て応援ブック」をはじめとした各種子育て情報紙の編集・発行により、市内の子育て情報を集約し、発信する。

C(70%未満:改善余地あり)評価とした事業の例

例) 事業番号45 「子育てヘルパー派遣事業」

(A3資料2【必須事業】P4)

体調不良で、昼間、家事や育児の手伝いをしてくれる方がいないなど、妊娠中や産褥期を含め、一定条件を満たす子育て家庭に保護者の在宅時にヘルパーを派遣し、家事・育児援助を行うことにより、体調不良時における子育て負担の軽減を図ります。

また、保健所・保健センターが実施する各種母子保健事業により、虐待予防の視点から把握された養育支援が必要である家庭に対してヘルパーを派遣し、家事・育児援助を行います。

目標（確保方策）：実施事業者 2者 ⇒ 達成値：1者

課題：実施事業者の増加に向け、運用方法等を見直す必要がある。また、庁内、庁外の関係機関と調整する。

方針：実施事業者の確保を含め、より利用しやすい事業となるよう、引き続き検討する。